

2025年10月9日

お客様各位

## 令和7年台風第22号に伴う災害等に対する当組合の対応について

令和7年台風第22号に伴う災害等により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

あすか信用組合では当面の間、当組合各店舗におきまして、被災状況に応じた便宜的な金融上の措置を下記のようにお取扱いすることと致しましたのでお知らせします。

### 記

1. 今回の災害により、預金証書・通帳を紛失した場合には預金者であることを確認して払戻しに応じます。
2. 今回の災害により、届出の印鑑がない場合には拇印にて対応致します。
3. 今回の災害によるお客様の事情によりましては、定期預金・定期積金等の期限前払戻しに応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てに応ずることとします。
5. 今回の災害のため支払いのできない手形・小切手の不渡処分については配慮します。
6. 今回の災害により、汚れました紙幣・硬貨の引き換えに応じます。
7. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して貸出及び貸出金の返済猶予等、適時適切な措置を可能な限り講じるよう努めます。

以上

あすか信用組合